

令和 6 年 6 月

お客さま各位

八幡信用金庫

「令和 6 年度省エネルギー設備投資利子補給金」事業の指定金融機関の認定について

当金庫は、昨年に引き続き資源エネルギー庁の実施する「令和 6 年度省エネルギー設備投資利子補給金」事業の指定金融機関に認定されましたのでお知らせいたします。

本制度は、省エネルギー設備の新設・増設などに対して最長 10 年間、融資利率の最大 1 % の利子補給が行われるものです。

当金庫は、本制度を通じてお取引先企業における省エネルギー設備投資に対するご支援等を行うと共に、脱炭素社会の実現、および地域の持続的発展に向けて積極的に取り組んで参ります。

記

事業概要

項目	内容
対象事業者	国内において事業活動を営んでいる法人または個人事業主 ※利子補給対象事業の実施場所は、日本国内でエネルギー管理を一体で行う特定された 1 つの工場・事業場となります。
対象要件 資金使途	当金庫が行う融資で、以下の①～③のいずれかを満たす事業 ①エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業 ②省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が 1 % 以上改善される事業 ③データセンターのクラウドサービス活用や EMS の導入等による省エネルギー取組に関する事業 ※要件①、要件②については既設設備を更新する場合は、対象外となります。
利子補給率	①貸付利率 1. 1 % 以上の場合、利子補給率 1 % ②貸付利率 1. 1 % 未満の場合、利子補給率は貸付利率からマイナス 0. 1 %
その他	・融資には当金庫所定の審査がございます。 ・当制度の応募には、(一社)環境共創イニシアチブ(以下、S I I)への「融資計画書」の提出や、係る設備の省エネルギー効果等のエビデンス資料の提出等が必要となります。 ・本利子補給事業にかかる予算額に達した場合、S I I が指定する受付期間をもって終了となります。

以上